

自分のこと・友だちのこと・お子さんのこと… 何でもご相談ください

見附市青少年育成センター

見附市青少年育成センターは、見附市教育委員会の機関の一つです。相談員が常駐し、青少年相談事業を行っています。

Q：青少年育成センターってどんなところ？

- ① 子どもたちが楽しい学校生活を送ることができるように、各種事業を行っています。
- ② お子さんの悩みや心配事を解決する方法について、保護者の皆さんと一緒に考えます。→ 青少年相談事業



Q：「青少年相談事業」って何をしているの？

- ① 電話、面談、メールで、相談活動を行っています。
→ 見附市内の小学校や中学校、高校の子どもたちや保護者の皆様を対象にして、悩み事や心配事の相談を受け付けています。
- ② 学校や関係機関と連携して、問題解決を図ります。
→ 必要に応じて、学校はもちろん各種関係機関と連携して問題の解決を図ります。

～ 相談内容の秘密は固くお守りします お気軽にご相談ください ～

○ 電話による相談 平日(月)～(金) 午前9時～午後4時
電話番号 0258-62-5739

○ 面談による相談 平日(月)～(金) 午前9時～午後4時
※ 事前に電話・メール等でご連絡ください。

○ メールによる相談 随時
ikuseicenter@city.mitsuke.niigata.jp

◎ 青少年育成センターの場所
見附市学校町 2-7-9 みつけ伝承館 2 階 教育センター内

※ 見附市ホームページもご覧ください。

<https://www.city.mitsuke.niigata.jp/soshiki/10/2626.html>



(HPのQRコード)



① まずは学校の担任に相談する、という方が多いのではないのでしょうか。それでも思うように状況がなかなか好転しなかったとしたら。



「うちの子がいじめにあっているかも!?」「なにかトラブルに巻き込まれてる!?」「そんな不安に駆られた時、あなたは誰に相談しますか?」
ワイシャツが
ポロポロ...

困った時に その名を 呼べば。

まんが/村上徹



③ あるいは、学校の先生の目の届かない場所!

例えば学習塾やスポーツ教室といった場所でのトラブルで、大事な我が子が人知れず辛い思いをしていたら。



④ 誰にも相談せず、嵐が去るのをただじっと待ちますか?
親子揃って、ひたすら貝のように押し黙って、現状に耐えますか?



⑤ あっさりとは絶望する前に!泣き寝入りを決めこむ前に!この名前を大声で叫んでみませんか?
見附市青少年育成センター!!



⑥ センターでは平日の午前9時から午後4時まで電話相談または直接面談による相談を受付けています。
あ、でも!

TEL 0258(62)5739
※面談による相談をご希望の場合は事前に電話かメールでご連絡ください。



⑦ いきなり電話や面談の相談はちょっと...
という方はメールによる相談も随時受付けています。大半の相談者が(以前相談した方の)紹介という点が対応の信頼と精度を物語っています。
ikuseicenter
@city.mitsuke.
niigata.jp



⑧ センターに相談? 問題をオオゴトにしたくない...と感じた方に最後に一言。
お子さんの抱える悩みやトラブルをオオゴトにしない為に、センターは学校町のみつけ伝承館の2階に存在するんです。

【困った時にその名を呼べば。】

令和2(2020)年の6月、その当時子どもが通う学校のPTA会長をしていた関係で青少年育成センターの活動について、初めて知りました。
その頃に比べ、相談件数は年々減少傾向にあるそうです。
数字だけ見れば、子どもの成長や環境に関する悩み(親も、子ども自身も含めて)は徐々に解消されている、と言えそうですが逆なんじゃないかと僕はにらんでいます。センターの方も同意見でした。
ほとんどのトラブルは小さな芽の段階で、何らかの手段で解消されているんでしょうけれど、中には周囲に相談できず、重大化してしまうケースも少なくないと思います。
冒頭の令和2年の頃は、まだメールでの相談窓口がなく、「いきなり知らない相手に相談するのは、ちょっとハードルが高い気がするので、メールでの相談を受付けてみては?」と提案しました。
その後、その意見をしっかり考慮・吟味し、メール相談という窓口を新設してくれたのは嬉しいです。
嬉しいんですが、残念なことに認知度は低いようです。
ご自身が悩んでいる場合はもちろん、周囲でひとり頭を抱えている方がいたら、青少年育成センターへの相談をお勧めしてみてもいいのではないでしょうか?
ちなみに見附市には、青少年育成センター以外にも、暮らし・雇用・法律・育児・障がい者福祉など、多種多様な相談窓口が設置されています。
詳しくは見附市役所ホームページ、広報みつけ後半ページ、または直接市役所までお問合せ下さい。
「ひとりで悩ませない!」それがあなたの住んでいる見附という街です。